

相模原市監査委員公表第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和2年12月24日に実施した財務監査の結果に基づき講じた措置の内容について、市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年4月27日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 久保田 浩 孝

同 大 槻 和 弘

1 監査対象事務

負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

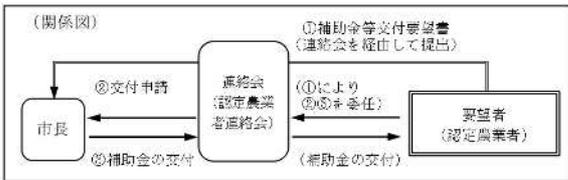
2 監査の日程

令和2年8月5日から同年12月24日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和3年4月7日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>農政課の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務を調査したところ、平成31年度認定農業者育成事業補助金において、下図の関係により実施される事業であることが確認された中で、次のような事例が見られた。</p>  <p>補助金の交付手続を確認したところ、相模原市認定農業者育成事業補助金交付要綱(平成8年4月1日施行。以下「交付要綱」という。)第4条第1項に規定する補助金の交付を要望する認定農業者(以下「要望者」という。)から市長への補助金等交付要望書の提出は確認できず、認定農業者連絡会(以下「連絡会」という。)が作成した補助金要望書(一覧)により交付の要望が行われていた。</p> <p>要望者から補助金等交付要望書の提出が確認できないことから、要望者から連絡会への委任を規定する交付要綱第4条第2項は適用されず、要望者から連</p>	<p>令和2年8月5日から同年12月24日にかけて実施された財務監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>ご指摘のありました補助金等交付要望書をはじめ、交付要綱の規定につきまして、全体を再確認するとともに、本事業における補助手続を整理し、令和3年4月1日付けで交付要綱の改正を行いました。</p> <p>補助金の交付を要望する認定農業者から市長への補助金等交付要望書の提出につきましては、実務上、次年度予算の編成に向けた事業費を見積もるために求めているものであり、補助手続に直接関わるものではないことから、規定を削除しました。</p> <p>このため、認定農業者から認定農業者</p>

連絡会への委任がないままその後の手続をしたことは、不適正な事務処理である。

なお、交付要綱第4条第2項は、要望者から連絡会へ補助金の交付申請、交付請求、受領等に関する権限の委任を規定しているが、委任は当事者間の委託と承諾によって効力を生ずるものであるから、要望者から連絡会への委任状の確認は必要であることを付言する。

今後は、本事業における補助手続を整理し、補助金事務を適正に執行するよう改善を図られたい。

【農政課】

連絡会への交付申請等の委任につきましては、補助金の交付を受けようとする認定農業者から認定農業者連絡会の会長等へ委任することができるものと規定を改めました。

なお、交付申請等の委任の確認を適正に行うことができるよう、交付申請時の添付書類に委任状を規定するとともに、委任状の様式を交付要綱に決めました。

今後につきましては、日々の点検や3年に1度の交付要綱の見直しの機会に、交付要綱と事務手続きに乖離が無いかを確認し、社会情勢の変化に応じた補助対象、補助率等を見直しを行うなど、適正な事務執行に取り組んでまいります。

【農政課】